

令和5年第12回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年12月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第12回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年12月27日（水） 午後3時00分から 午後4時10分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第12回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第12回朝霞市農業委員会総会

令和5年12月27日(水)

午後3時00分から

午後4時10分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室(手前)

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

6番 高野 正芳 委員      7番 渋谷 昇 委員

3 提出議案

議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

4 諸報告

(1) 報告第12号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	石原 実
委	員	富岡 勇一
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

委	員	高橋 秀明
---	---	-------

---

事務局

事	務	局	事務局 長	星加 敏昭
事	務	局	局 次 長	増田 高志
事	務	局	専 門 員	佐藤 たかみ
事	務	局	主 任	佐藤 辰準

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、これより、令和5年第12回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。

本日は、年の瀬の迫る中、ご出席していただきありがとうございます。

また、1年間皆さまにおかれましても、お忙しい中、農地パトロールや視察研修、農業祭等、コロナウイルス以前のような活動ができましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

来年も引き続き、皆さまのご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日もご審議の方よろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

6番 高野 正芳 委員 7番 渋谷 昇 委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第33号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。



○高橋会長

それでは、議案第33号の1番、2番につきましては、譲り受け人が同一世帯のため、一括で審議いたします。

須田 哲也 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は12月25日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が和光市に所有する農地3カ所については、現在は作付けされておりましたが、適切に管理されております。

一方、朝霞市内に所有の農地につきましては、任意で提出された予定表と位置図を参考に説明いたします。

農地A・Bは、5月に、農地D・E・Gは11月に柿の苗を作付けされており、現地確認できました。

農地Cは、前回作付けしていたサツマイモ・カボチャが秋に収穫されており、これからジャガイモを作付け予定とのことです。現在は、管理状態であることを確認できています。

農地Fについては、これから、里芋・キャベツを作付けし、収穫した後、来年冬から柿を作付け予定となっております。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、和光市農業委員会に譲り受け人の農業経営状況を調査した結果、世帯で延べ400日農業に従事していることが確認できます。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地では柿を定植し、栽培する予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約15分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、番号1から順にご説明いたします。

始めに2ページをご覧ください。

朝霞駅東口から秋ヶ瀬通りをさいたま市方面に2.7キロほど進むと、「内間木公民館前」という交差点がありますので、そこを左折します。400メートルほど進むと右側に旧あさか野農協内間木支店がありますので、そこを斜め右に入り、朝霞第五中学校方面へ進みます。

240メートル先、武蔵野線の高架手前の丁路地を右折し、120メートル先の左側に番号1の

申請地があります。

なお、申請地は、武蔵野線高架下を挟む形状ですが、農作業による高架下の通路を通行する許可はもらっている土地であるとのことでした。

次に、4ページをご覧ください。

申請地は朝霞第三小学校の周辺になります。朝霞第三小学校の西側の農道に校門があり、校門から「はあとぴあ」方面に180メートル進んだ左側の畑が番号2の申請地です。

今回の申請ですが、大字宮戸、大字浜崎には沢山の遊休農地が存在しており、今回のように柿畑として購入され続けていくのではないかと危惧しております。

遊休農地になっているよりはいいですが、今後、農地の在り方について考えていかなければいけないと思います。

以上です。よろしく審議をお願いします。

#### ○高橋会長

ここで暫時休憩といたします。

休憩を解き、総会を再開いたします。

では、議案第33号1番、2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第33号1番、2番につきましては、許可と決しました。

次に、議案第34号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

#### ○佐藤主任

それでは6ページをご覧ください。

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和5年12月27日提出



工場で、産業廃棄物処理業を営んでおります。

現在、武蔵野線高架下のスペースをJRより駐車場として賃借しておりますが、国道254バイパス建設に伴う、橋脚耐震工事をJRが実施するため、代替の駐車場が必要となり、工場近くにある会社所有資材置場に隣接する農地を駐車場に転用するため、今回の申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、

① 第2種農地の許可条件である代替性の検討については、今回の申請地は、工場に近い既存の会社所有駐車場に隣接しており、代わりとなる土地も考えづらいことから、問題はないと考えます。

② 転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

③ 目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

④ 計画面積が適当か否かについては、中型1台と軽自動車11台分の面積が申請されており、駐車場配置図からも適当と考えます。

⑤ 被害防除が適当か否かについては、申請地駐車場を砂利敷とし、50cm程度のかさ上げを行います。隣接する農地がないため、被害防除は問題ないと考えます。

申請地の位置ですが、7ページをお開きください。

朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。2キロほど進むと「花の木」交差点がありますが、さらに秋ヶ瀬橋方面へ進み、JR武蔵野線の高架をくぐって直ぐ左折します。突き当りの工場が譲受人「■■■■■■■■■■」の工場となります。工場横の武蔵野線高架下の通路進み、左に入ったところが、今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第34号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第34号1番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第34号2番につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は12月25日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は内間木支所からおおむね300m以内に位置することから、農地法施行規則第43条第2号に該当し、農地区分は第3種農地にあると判断いたします。

工事計画は着工日から1ヵ月を予定しており、永久転用とのことです。

なお、譲受人は「■■■■■■■■■■」で、現在使用中の駐車場が区画整理のために立ち退きとなり、代替えのダンプの駐車場として使用することです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、

① 転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。転用目的は駐車場敷地となっております。区画整理の駐車場の代替えであること、敷地形状が細長で残土置き場として使用しづらいことからダンプ駐車場として利用されることは確実と思われます。念のため、事務局では、必要書類の誓約書の中に、「残土置き場にはしない」との一文を追記して提出いただいたとのことです。

② 目的実現の確実性については、転用に係る土地代金と造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

③ 計画面積が適当か否かについては、申請地の駐車配置図が提出されており、適当と考えます。

④ 被害防除が適当か否かについては、申請地駐車場を砂利敷とし、周囲に土砂等の流出を防ぐための鋼板土留を配することから、被害防除は適当であると考えます。

⑤ 隣地の同意書ですが、2つの隣地のうち、1つの隣地から同意書ももらえておりません。

事務局で埼玉県に確認したところ、同意書は必須書類ではないが、同意をもらう努力は必要との回答でした。今回は、何度か伺ったが、同意は得られなかった旨の上申書を添付して、申請をしております。ですので、市で許可相当、県で許可となった場合も、申請者には、丁寧に説明をする努力を続けていただきたいと思います。

申請地の位置ですが、9ページをお開きください。

朝霞駅東口から秋ヶ瀬通りをさいたま市方面に2.7キロほど進むと、

「内間木公民館前」という交差点がありますので、そこを左折します。

400メートルほど進むと右側に旧あさか野農協内間木支店がありますので、そこを斜め右に入り、朝霞第五中学校方面へ進みます。100メートル先のT字路を右折し、200メートル入った、細田学園グラウンドを超えた左側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第34号2番につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第34号2番につきましては、許可相当と決しました。

次に、諸報告を行います。報告第12号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

(1) 報告第11号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。

(1) 次回の農業委員会総会の日程については、1月25日(木)午後3時からです。

場所は、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第12回農業委員会総会を終了いたします。

~~~~~ 総会后 ~~~~~

○星加事務局長

会長、ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡がございます。

( 事務連絡 )

その他、皆さんからなにかございますか。

なければ終了いたします。ありがとうございました。

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

6 番 高野 正芳 委員

7 番 渋谷 昇 委員

令和5年12月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員